

議案第16号

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

我孫子市ふれあいキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項を定めるため提案するものです。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定により、キャンプ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(休場日)</u></p> <p><u>第5条 キャンプ場の休場日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。</u></p> <p><u>(登録)</u></p> <p><u>第6条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第8条 略</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、キャンプ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第6条 略</u></p>

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により

使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外のためにキャンプ場を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用の取消し等)

第10条 略

(使用料)

第11条 略

(使用料の還付)

第12条 略

(特別の施設の制限等)

第13条 略

(指定管理者による施設の管理)

第14条 教育委員会は、キャンプ場の

設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、キャンプ場の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第15条 前条の規定によりキャンプ

場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条ただし書中「教育委員会が必要があると認め

(目的外使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により

使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外のためにキャンプ場を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用の取消し等)

第8条 略

(使用料)

第9条 略

(使用料の還付)

第10条 略

(特別の施設の制限等)

第11条 略

るときは」とあるのは「指定管理者
が必要があると認めるときは、あら
かじめ教育委員会の承認を得て」
と、第6条から第8条まで及び第10
条から第13条までの規定中「教育委
員会」とあるのは「指定管理者」と、
第11条第1項中「別表に定める使用
料」とあるのは「利用料金」と、同
条第2項及び第3項並びに第12条
中「使用料」とあるのは「利用料金」
と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 指定管理者が管理する場合
の利用に係る料金（以下「利用料金」
という。）は、指定管理者の収入と
して收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める使
用料の範囲内で、あらかじめ教育委
員会の承認を得て、指定管理者が定
める。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者が行う施設の管
理の業務は、次のとおりとする。

- (1) キャンプ場の使用の許可及び
制限に関する業務
- (2) キャンプ場の維持管理に関す
る業務
- (3) その他教育委員会が必要があ
ると認める業務

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にキャンプ場を維持管理しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第19条 指定管理者の指定の手続は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第18号）の定めるところによる。

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、キャンプ場の使用が終わったとき又は**第10条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第21条 使用者は、キャンプ場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第22条 略

別表 (**第11条、第16条関係**)

略

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、キャンプ場の使用が終わったとき又は**第8条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、キャンプ場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、**教育委員会が定める額により**その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 略

別表 (**第9条関係**)

略

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、我孫子市ふれあいキャンプ場の管理に関し指定管理者を指定した場合は、我孫子市教育委員会がした施行日以後の使用に係る改正前の第5条第1項の規定による許可は、改正後の第7条第1項の規定により当該指定を受けた指定管理者がした許可とみなす。